平成２２年（フ）第３７６号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目47番８号アップルハウス紫原Ⅰ―112号
債務者　村田加代子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０号
鹿児島県南さつま市金峰町尾下2780番地
債務者　折田美千代
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１５４号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目17番地　新垣ビル３階
債務者　前里　國子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１２号
沖縄県那覇市三原１丁目９番15号４階
債務者　上間　節子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１号
福島県南相馬市原町区橋本町１丁目79番地の５東コーポ203号、住民票上の住所福島県相馬市和田字北迫９番地の23
債務者　鈴木　希望
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１０６号
富山県砺波市東保443番地
債務者　飯田　将勝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１３７号
滋賀県彦根市本町１丁目８番19号
債務者　佐藤　吉治
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４５９号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地26―403
債務者　上村　只治
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９０７号
京都市左京区上高野諸木町31番地１　エスポアール諸木202号
債務者　興梠　康徳
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―1023
債務者　中塚　正之
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００６号
京都府木津川市相楽台７丁目１番地１　高の原駅東団地２―402号
債務者　水主村みゆき（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８１号
京都市山科区西野山射庭ノ上町５番地の４
債務者　瀬田川弘子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
兵庫県西宮市下大市東町33―22れじでんしあ門戸Ⅱ203、住民票上の住所兵庫県西宮市門前町６番29号
債務者　勝田　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９４号
愛媛県松山市住吉１丁目５番28号　松山ベイフロント906号
債務者　國塚　世羅
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７号
愛媛県西条市大町854番地３　コーポ栄寿第２ビル402号室、住民票上の住所松山市中西内322番地
債務者　石田　国夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８号
愛媛県松山市中西内322番地
債務者　石田　千恵
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
愛媛県松山市津吉町686番地２
債務者　森　　修二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松山地方裁判所